多久市週休２日試行工事実施要領

（目的）

第１条　将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、多久市では、労働環境改善の取組みの一環として「多久市週休２日試行工事実施要領」（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休２日への取組みの促進を図ることとする。

（週休２日試行工事の概要）

第２条　週休２日試行工事は、建設産業における週休２日への取組みを広く周知するため、現場閉所による週休２日とする。

(１)　現場閉所による週休２日

対象期間内において、現場閉所を行い４週８休以上の休日を確保する取組みをいう。

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(２)　対象期間全体を通して４週８休以上の休日を確保するものであるが、建設業の労働環境改善を推進する観点から、受注者は１箇月毎に４週８休以上の休日が確保できるように努めるものとする。

（対象工事）

第３条　対象工事は、多久市が発注する工事とし、特記仕様書に「週休２日試行工事」であることを明示する。

ただし、以下の工事は本要領の対象外とする。

(１)　竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事等）

(２)　緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休２日の対象とする。

(３)　その他発注者が指定する工事

（対象期間）

第４条　工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は、対象期間及び休日に含めない。

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合は、週休２日の休日に振替えることができる。また、日曜日は原則休日とする。

（現場閉所率）

第５条　現場閉所率とは、対象期間内に現場閉所した割合をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| ４週６休 | 現場閉所率２１．４％以上、２５．０％未満 |
| ４週７休 | 現場閉所率２５．０％以上、２８．５％未満 |
| ４週８休 | 現場閉所率２８．５％以上 |

（実施内容）

第６条　週休２日試行工事において実施する内容は次のとおりとする。

(１)　受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休２日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(２)　計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に従事期間、休日数及び現場閉所率等が確認できる計画工程表（様式は任意）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休２日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(３)　実施報告

受注者は、現場閉所率を確認できる実施工程表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（作業日報、出勤簿等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(４)　変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

ア　発注者が作業等を要請した場合

イ　現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合

ウ　周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合

(５)　工事看板等による表示

「週休２日試行工事」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(６)　監督員の対応

ア　週休２日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。

イ　緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。

ウ　受注者から提出された実施工程表により、現場閉所の状況を確認しなければならない。

エ　受注者の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取組むものとする。

（積算方法等）

第７条　補正の対象となる職種は、公共工事設計労務（５１職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長とする。

(１)　補正係数

対象期間内の現場閉所状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。また、市場単価は別紙１の補正係数を乗じるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【農業土木工事】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補正係数区分 | ４週６休 | ４週７休 | ４週８休 |
| 労務費 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 機械経費(賃料) | １．０１ | １．０３ | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０２ | １．０３ | １．０４ |
| 現場管理費 | １．０５ | １．０７ | １．０９ |

【その他の土木工事】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補正係数区分 | ４週６休 | ４週７休 | ４週８休 |
| 労務費 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 機械経費(賃料) | １．０１ | １．０３ | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０２ | １．０３ | １．０４ |
| 現場管理費 | １．０３ | １．０４ | １．０６ |

ただし、営繕工事については、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に

用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下　表の補正係数により補正する。

【営繕工事】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補正係数区分 | ４週６休 | ４週７休 | ４週８休 |
| 労務費 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |

(２)　補正方法

予定価格の算定は、４週８休に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別紙１　市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 補正係数 |  |
| 名称 | 4週6休以上、 | 4週7休以上、 | 4週8休以上 |
|  | 4週7休未満 | 4週8休未満 |  |
| 鉄筋工 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| ガス圧接工 | １．０１ | １．０２ | １．０４ |
| インターロッキングブロック工　設置 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| インターロッキングブロック工　撤去 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 防護柵設置工(ガードレール)　設置 | １．００ | １．０１ | １．０１ |
| 防護柵設置工(ガードレール)　撤去 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 防護柵設置工(ガードパイプ)　設置 | １．００ | １．０１ | １．０１ |
| 防護柵設置工(ガードパイプ)　撤去 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 防護柵設置工(横断･転落防止柵)　設置 | １．０１ | １．０３ | １．０４ |
| 防護柵設置工(横断･転落防止柵)　撤去 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 防護柵設置工(落石防護柵) | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| 防護柵設置工(落石防止網) | １．０１ | １．０２ | １．０３ |
| 道路標識設置工　設置 | １．００ | １．０１ | １．０１ |
| 道路標識設置工　撤去･移設 | １．０１ | １．０３ | １．０４ |
| 道路付属物設置工　設置 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| 道路付属物設置工　撤去 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 法面工 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| 吹付枠工 | １．０１ | １．０２ | １．０３ |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | １．０１ | １．０２ | １．０３ |
| 道路植栽工　植樹 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 道路植栽工　剪定 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 公園植栽工 | １．０１ | １．０３ | １．０５ |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | １．０１ | １．０２ | １．０４ |
| 橋面防水工 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| 薄層カラー舗装工 | １．００ | １．００ | １．０１ |
| グルービング工 | １．００ | １．０１ | １．０１ |
| 軟弱地盤処理工 | １．００ | １．０１ | １．０２ |
| コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) | １．００ | １．０１ | １．０１ |